

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民等と協働して誰もが安心して通行し、利用することができる快適な都市環境を形成することに資するため、本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、公共の場所における客引き行為等の適正化に関し必要な事項を定めることにより、集客都市にふさわしい魅力とにぎわいのある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「客引き行為等」とは、客引きをし、若しくは役務に従事するよう特定の人を勧誘し、又はこれらの行為を行うために相手方となるべき者を待つことをいう。

2 この条例において「市民等」とは、市民、本市の区域内に滞在し、又は本市の区域内を通過する者並びに市内で事業活動を行うすべての者及びその団体をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、この条例の目的を達成するため、市民等への指導及び啓発、市民等の自主的な活動の支援その他の客引き行為等の適正化のために必要な施策を実施するものとする。

2 本市は、前項の施策を推進するために必要があると認めるときは、大阪府その他の関係機関又は関係団体と連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、他人に迷惑となる客引き行為等を行わないよう努めるとともに、

前条の規定により本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(公共の場所における禁止行為等)

第5条 市民等は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 道路、広場、駅その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）において、

拒絶の意思を示している者に対し、客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘する行為

(2) 公共の場所において、客引きをし、又は役務に従事するよう特定の人を勧誘す

る行為を行うために、他人の進路に立ちふさがり、通行人に追従し、路上においてたむろし、その他人の通行を妨げる行為

(3) 前2号に掲げる行為をさせる行為

(公共の場所における指導等)

第6条 市長は、前条の規定に違反しているものに対し、同条各号に掲げる行為を是

正するよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行うために必要があると認めるときは、その必

要の限度において、その職員に、前条の規定に違反しているものに質問させることができる。

3 前項の規定による質問を行う職員は、その身分を証明する証明書を携帯し、前条

の規定に違反しているものから請求があったときは、これを提示しなければならない

い。

(客引き行為等適正化重点地区の指定等)

第7条 市長は、市民等と協働して客引き行為等の適正化を図るための施策に重点的に取り組む必要があると認める区域を客引き行為等適正化重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、同項の規定による指定をしようとする区域及びその周辺の区域において居住し、又は営業を行うものの意見を反映させるため適切な措置を講じなければならない。

3 市長は、第1項の規定により重点地区を指定するときは、その旨並びにその区域及び指定年月日を告示するとともに、市民等に周知するよう努めるものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点地区の指定を変更し、又は解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による重点地区の指定の変更及び解除について準用する。

(重点地区における施策の実施)

第8条 市長は、前条第1項の規定により重点地区を指定したときは、当該重点地区において、市民等による客引き行為等の適正化を図るための自主的な活動の支援その他の客引き行為等の適正化のために必要な施策を講ずるものとする。

(客引き行為等禁止区域の指定等)

第9条 市長は、重点地区内の道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定す

る道路その他の道路のうち、誰もが安心して通行し、利用することができる快適な環境を確保するため特に必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、同項の規定による指定をしようとする区域に係る重点地区及びその周辺の区域において居住し、又は営業を行うものの意見を反映させるため適切な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により禁止区域を指定するときは、その旨並びにその区域及び指定年月日を告示するとともに、市民等に周知するよう努めるものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による禁止区域の指定の変更及び解除について準用する。

(禁止区域における客引き行為等の禁止)

第10条 市民等は、禁止区域において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

- 2 前項の規定は、禁止区域に接している土地又は建物において営業を行う市民等が当該土地又は建物の敷地に隣接する場所で客引き行為等をする場合その他の客引き行為等をし、又はさせることが快適な環境の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として市規則で定める場合には、適用しない。

(禁止区域における指導等)

第11条 市長は、前条の規定に違反しているものに対し、客引き行為等をし、又はさせる行為（以下「禁止行為」という。）を中止するよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、前条の規定に違反しているものに質問させることができる。

3 前項の規定による質問を行う職員は、その身分を証明する証明書を携帯し、前条の規定に違反しているものから請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指導をしたにもかかわらず、当該指導を受けたものが禁止行為を中止しないときは、当該指導を受けたものに対し、禁止行為を中止するよう勧告することができる。

5 前項の規定による勧告は、市規則で定める事項を記載した勧告書を第1項の規定による指導を受けたものに交付して行うものとする。

6 市長は、第4項の規定による勧告をしたにもかかわらず、当該勧告を受けたものが当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けたものに対し、禁止行為を中止するよう命ずることができる。

7 前項の規定による命令は、市規則で定める事項を記載した命令書を第4項の規定による勧告を受けたものに交付して行うものとする。

(公表)

第12条 市長は、前条第6項の規定による命令を受けたものが正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨、当該命令の内容及び当該命令を受けたものの氏名又は名称その他命令に違反したものを特定するために必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべきものにその理由を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

(土地等の提供者への通知)

第13条 市長は、前条第1項の規定による公表をしたときは、当該公表をされたものの営業その他の業務（第11条第6項の規定による命令に係るものに限る。）の用に供されている土地又は建物を提供している当該土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知するものとする。

(関係機関等への要請等)

第14条 市長は、第11条の規定による指導、勧告又は命令を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度において、関係警察署長に対し、情報の提供その他必要な援助を求めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、大阪府その他の関係機関又は関係団体に対し協力を求めるものとする。

(罰則)

第15条 第11条第6項の規定による命令に違反したものは、50,000円以下の過料に処する。

(施行の細目)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。ただし、第10条から第13条まで、第14条第1項及び第15条の規定は、同年10月1日から施行する。